

佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会設置要綱

制定 令和2年10月9日

(設置)

第1条 佐伯市公設水産地方卸売市場の今後のあり方を検討するため、佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 佐伯市公設水産地方卸売市場の現状の分析及び課題の整理に関すること。
- (2) 佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 経済、流通の専門的知識を有する者
- (2) 市場の運営等に関し知識経験を有する者
- (3) 生産者
- (4) 卸売業者
- (5) 買受人
- (6) 飲食店関係者
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の中から市長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐伯市公設水産地方卸売市場担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、第2条に規定する所掌事務が完了した日限り、その効力を失う。

別 記

佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会設置要綱第 8 条の規定により、要項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を次のとおり定める。

(1) 委員の代理出席

委員が委員会に出席できないときは、事前に委員長の承認を得た場合に限り、代理出席を認めるものとし、代理出席者に対し委員謝金及び費用弁償を支給する。